

老 発 0820 第 1 号

令和 8 年 8 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

「地域支援事業の実施について」の一部改正について

標記の事業については、平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

○ 地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）

新	旧
別紙 地域支援事業実施要綱	別紙 地域支援事業実施要綱
1 (略)	1 (略)
2 事業構成及び事業内容 (1)～(3) (略) <u>(4) 法第115条の45第2項第7号に掲げる事業（以下「介護情報利活用事業」という。）の事業構成及び事業内容は、別記4のとおりとする。</u> <u>(5) 法第115条の45第3項各号に掲げる事業（以下「任意事業」という。）の事業構成及び事業内容は、別記5のとおりとする。</u>	2 事業構成及び事業内容 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> <u>(4) 法第115条の45第3項各号に掲げる事業（以下「任意事業」という。）の事業構成及び事業内容は、別記4のとおりとする。</u>
3～6 (略)	3～6 (略)
別記1 総合事業	別記1 総合事業
1 (略)	1 (略)
2 サービス・活動事業 (1)～(5) (略) (6) 訪問型サービス・通所型サービスに要する費用等 訪問型サービス及び通所型サービスに係る地域支援事業に要する額については、次に掲げるとおりとする。 ア・イ (略) ウ 従前相当サービス以外の多様なサービス・活動 (ア)・(イ) (略) (ウ) サービス・活動B及びサービス・活動D サービス・活動B及びサービス・活動D（以下「サービス・活動B・D」という。）に係る補助・助成の額及び対象経費の範囲等については、(4)エを参照するほか、次に掲げる内容を踏まえ、市町村において、適切に設定すること。 また、(5)ウ及びオのなお書きにあるとおり、サービス・活動B・Dについては、その性質上、居宅要支援被保険者等以外の者も当該活動に参加することが想定されるところ、この場合の補助・助成の額は、次に掲げるところによることとする。 ① 居宅要支援被保険者等以外の者に対するサービス・活動を付随的な活動とみなし定額を補助・助成する方法 居宅要支援被保険者等とそれ以外の者ごとの利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、市町村が当該居宅要支援被保険者等以外の活動を事業の目的を達成するための付	2 サービス・活動事業 (1)～(5) (略) (6) 訪問型サービス・通所型サービスに要する費用等 訪問型サービス及び通所型サービスに係る地域支援事業に要する額については、次に掲げるとおりとする。 ア・イ (略) ウ 従前相当サービス以外の多様なサービス・活動 (ア)・(イ) (略) (ウ) サービス・活動B及びサービス・活動D サービス・活動B及びサービス・活動D（以下「サービス・活動B・D」という。）に係る補助・助成の額及び対象経費の範囲等については、(4)エを参照するほか、次に掲げる内容を踏まえ、市町村において、適切に設定すること。 また、(5)ウ及びオのなお書きにあるとおり、サービス・活動B・Dについては、その性質上、居宅要支援被保険者等以外の者も当該活動に参加することが想定されるところ、この場合の補助・助成の額は、次に掲げるところによることとする。 ① 居宅要支援被保険者等以外の者に対するサービス・活動を付随的な活動とみなし定額を補助・助成する方法 居宅要支援被保険者等とそれ以外の者ごとの利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、市町村が当該居宅要支援被保険者等以外の活動を事業の目的を達成するための附

新	旧
随的な活動であると判断する場合は、補助・助成対象経費のうち、当該サービス・活動に係る活動の立上げ支援、活動場所の借上げに要する費用、光熱水費、利用者の利用調整等を行う者に対する人件費（賃金等）等の一部について、市町村が定める額を補助・助成することができる。 また、利用者に対し支援を行う者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）については、居宅要支援被保険者等に対するサービス・活動に支障がないと認められる場合は、介護給付に係る兼務の考え方と同様に、居宅要支援被保険者等以外の者に対するものを含めて補助・助成することも差し支えないものとする。 なお、この場合においても、市町村は、居宅要支援被保険者等の利用者数について、適宜適切に把握（通常の場合と同様、団体等の負担に配慮し、時期については年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能）すること。 ② （略） （７）～（１４） （略）	随的な活動であると判断する場合は、補助・助成対象経費のうち、当該サービス・活動に係る活動の立上げ支援、活動場所の借上げに要する費用、光熱水費、利用者の利用調整等を行う者に対する人件費（賃金等）等の一部について、市町村が定める額を補助・助成することができる。 また、利用者に対し支援を行う者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）については、居宅要支援被保険者等に対するサービス・活動に支障がないと認められる場合は、介護給付に係る兼務の考え方と同様に、居宅要支援被保険者等以外の者に対するものを含めて補助・助成することも差し支えないものとする。 なお、この場合においても、市町村は、居宅要支援被保険者等の利用者数について、適宜適切に把握（通常の場合と同様、団体等の負担に配慮し、時期については年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能）すること。 ② （略） （７）～（１４） （略）
3 一般介護予防事業 （１）総則 ア （略） イ 対象者 一般介護予防事業は、当該市町村の第１号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとするが、住民主体の通いの場に６５歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。 なお、介護予防に資する住民主体の通いの場の取組の推進に当たっては、通いの場に参加する高齢者の割合を 2040 年までに 15%とすることを目指し、通いの場の取組を推進していることを勧案することが望ましい。 （２） （略）	3 一般介護予防事業 （１）総則 ア （略） イ 対象者 一般介護予防事業は、当該市町村の第１号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとするが、住民主体の通いの場に６５歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。 なお、介護予防に資する住民主体の通いの場の取組の推進に当たっては、通いの場に参加する高齢者の割合を 2025 年までに 8 %とすることを目指し、通いの場の取組を推進していることを勧案することが望ましい。 （２） （略）
別記２ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 1 （略）	別記２ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 1 （略）
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の事業ごとの内容 （１） （略） （２） 総合相談支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号） ア （略）	2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の事業ごとの内容 （１） （略） （２） 総合相談支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号） ア （略）

新	旧
イ 事業内容 (ア)～(ウ) (略) (エ) 家族を介護する者に対する相談支援の留意点 地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要である。家族を介護する者が求めている支援としては、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進などがあり、センターにおいて、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、これらのニーズを踏まえ、ヤングケアラーや育児と介護を同時期に担う方などにも配慮しつつ、別記<u>5</u>の任意事業における家族介護支援事業と連携して支援を行う。 (オ) (略) ウ (略) (3)・(4) (略) 3 (略)	イ 事業内容 (ア)～(ウ) (略) (エ) 家族を介護する者に対する相談支援の留意点 地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要である。家族を介護する者が求めている支援としては、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進などがあり、センターにおいて、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、これらのニーズを踏まえ、ヤングケアラーや育児と介護を同時期に担う方などにも配慮しつつ、別記<u>4</u>の任意事業における家族介護支援事業と連携して支援を行う。 (オ) (略) ウ (略) (3)・(4) (略) 3 (略)
別記3 包括的支援事業（社会保障充実分）	別記3 包括的支援事業（社会保障充実分）
1 (略)	1 (略)
2 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）	2 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
(1) 目的 高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）について、事業間での連動を図りながら実施することが重要である。 このため、法第115条の45第2項第5号に定める事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）においては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、<u>医療法人</u>、<u>社会福祉協議会</u>、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、<u>商工会議所</u>・商工会、民生委員等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的としている。 (2) (略) (3) 実施内容	(1) 目的 高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）について、事業間での連動を図りながら実施することが重要である。 このため、法第115条の45第2項第5号に定める事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）においては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的としている。 (2) (略) (3) 実施内容

新	旧
生活支援体制整備事業は、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす者（以下「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。）の配置及び協議体（地域の多様な主体により構成される生活支援・介護予防サービスに関する企画、立案、方針策定等を行う場をいう。以下同じ。）の設置等を行うことにより、市町村による、（１）に掲げる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するものであり、具体的な事業内容は、次に定めるところによる。 ア・イ （略） ウ 協議体 （ア）～（ウ） 略 （エ） 構成員 協議体の構成員については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のほか、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、<u>医療法人</u>、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、<u>商工会議所</u>・商工会、民生委員等の地域の多様な主体の関係者で構成されることが想定される。 また、介護保険制度以外の制度における事業（子育て支援等の福祉施策のほか地域振興・活性化等を目的とする事業等を含む。）、民間市場における保険外サービス、地域の支え合い活動等の多様な活動との連携を進めることは、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のコーディネート業務を補完し、活動の推進や具体化を進める観点から重要であり、配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活支援・介護予防に資する活動実績を有する又は参入を予定している民間企業等も参画することが望ましい。 なお、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動状況に応じ、協議体で取り扱うべき内容や関係者は異なることから、協議体の構成員は固定的である必要はなく、適宜適切な者の参画を促すこと。 エ 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっているが、こうした複雑化・複合化した地域課題に対	生活支援体制整備事業は、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす者（以下「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。）の配置及び協議体（地域の多様な主体により構成される生活支援・介護予防サービスに関する企画、立案、方針策定等を行う場をいう。以下同じ。）の設置等を行うことにより、市町村による、（１）に掲げる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するものであり、具体的な事業内容は、次に定めるところによる。 ア・イ （略） ウ 協議体 （ア）～（ウ） 略 （エ） 構成員 協議体の構成員については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のほか、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の地域の多様な主体の関係者で構成されることが想定される。 また、介護保険制度以外の制度における事業（子育て支援等の福祉施策のほか地域振興・活性化等を目的とする事業等を含む。）、民間市場における保険外サービス、地域の支え合い活動等の多様な活動との連携を進めることは、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のコーディネート業務を補完し、活動の推進や具体化を進める観点から重要であり、配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活支援・介護予防に資する活動実績を有する又は参入を予定している民間企業等も参画することが望ましい。 なお、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動状況に応じ、協議体で取り扱うべき内容や関係者は異なることから、協議体の構成員は固定的である必要はなく、適宜適切な者の参画を促すこと。 エ 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっているが、こうした複雑化・複合化した地域課題に対

新	旧
応するためには、地域包括支援センターのみが業務を負担するのではなく、地域包括支援センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要である。 このため、市町村は、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、地域包括支援センターと連携しながら、地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を実施することができる。 (ア) 実施内容 複雑化・複合化する地域課題に対応するための地域づくりに取り組むため、個別の対応から地域課題の把握を行うとともに、地域の多様な主体とともに課題解決に向けた対応を行う。具体的には以下のような取組が想定されるが、これらは例として示すものであり、本事業の趣旨に沿う内容であれば地域の実情に応じて多様な取組を実施することが可能である。 ・ 地域包括支援センターとの連携のもとで、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応を行い、個別の対応から地域課題の把握等を行う。 ・ 社会福祉協議会、<u>民生委員・児童委員</u>、子育て支援の相談窓口、ハローワーク等の関係機関・<u>関係者</u>のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集を行うとともに、課題に対応するための関係者間のネットワークづくりを行う。<u>また、就業している家族介護者への支援を念頭に置き、企業や都道府県労働局等との連携やネットワークづくりを行う。</u> ・ 地域包括支援センターや地域の多様な主体を含む地域のネットワークを活用し、課題を抱える者の適切な支援へのつなぎや課題に対応するための資源開拓を行う。 (イ) (略) (ウ) 留意事項 密接な連携が行えることを前提に、地域包括支援センターの設置者と生活支援コーディネーターの所属が同一であることは問わないこととし、例えば市町村直営の地域包括支援センターに委託を受けた生活支援コーディネーターを配置して本事業を実施することも可能である。 また、既に配置されている第1層・第2層の生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能であるほか、既存の協議体をはじめとした地域のネットワークとの接続を図ることも重要である。	応するためには、地域包括支援センターのみが業務を負担するのではなく、地域包括支援センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要である。 このため、市町村は、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、地域包括支援センターと連携しながら、地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を実施することができる。 (ア) 実施内容 複雑化・複合化する地域課題に対応するための地域づくりに取り組むため、個別の対応から地域課題の把握を行うとともに、地域の多様な主体とともに課題解決に向けた対応を行う。具体的には以下のような取組<u>み</u>が想定されるが、これらは例として示すものであり、本事業の趣旨に沿う内容であれば地域の実情に応じて多様な取組<u>み</u>を実施することが可能である。 ・ 地域包括支援センターとの連携のもとで、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応を行い、個別の対応から地域課題の把握等を行う。 ・ 社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワーク等の関係機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集を行うとともに、課題に対応するための関係者間のネットワークづくりを行う。 (イ) (略) (ウ) 留意事項 密接な連携が行えることを前提に、地域包括支援センターの設置者と生活支援コーディネーターの所属が同一であることは問わないこととし、例えば市町村直営の地域包括支援センターに委託を受けた生活支援コーディネーターを配置して本事業を実施することも可能である。 また、既に配置されている第1層・第2層の生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能であるほか、既存の協議体をはじめとした地域のネットワークとの接続を図ることも重要である。

新	旧
<u>なお、家族介護者に対する支援にあたっては、別記5任意事業の3（2）家族介護支援事業や市町村の一般施策として実施される各支援策に加え、仕事と介護の両立支援施策と協働のうえ実施することが重要である。</u> オ～キ （略）	オ～キ （略）
3 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号） （1）・（2） （略） （3） 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ア～ウ （略） エ 留意事項 （ア）～（エ） （略） （オ） ステップアップ講座の企画に当たっては、オレンジ・チューター（「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」の別記2「介護従事者の確保に関する事業」の（20）のロに定めるチームオレンジコーディネーター研修等事業の講師等をいう。）のほか、認知症サポーターキャラバン市町村事務局とも緊密に連携すること。なお、ステップアップ講座の実施にかかる費用については、本事業ではなく別記5の任意事業の3（3）のエの認知症サポーター等養成事業に係る費用として計上し実施を行うこと。 （カ）～（ク） （略）	3 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号） （1）・（2） （略） （3） 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ア～ウ （略） エ 留意事項 （ア）～（エ） （略） （オ） ステップアップ講座の企画に当たっては、オレンジ・チューター（「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」の別記2「介護従事者の確保に関する事業」の（20）のロに定めるチームオレンジコーディネーター研修等事業の講師等をいう。）のほか、認知症サポーターキャラバン市町村事務局とも緊密に連携すること。なお、ステップアップ講座の実施にかかる費用については、本事業ではなく別記4の任意事業の3（3）のエの認知症サポーター等養成事業に係る費用として計上し実施を行うこと。 （カ）～（ク） （略）
4 （略）	4 （略）
<u>別記4 介護情報利活用事業</u>	<u>（新設）</u>
<u>1 目的</u> <u>被保険者、介護サービス事業者、その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用するための情報基盤を整備することにより、業務の効率化を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。</u>	
<u>2 実施主体</u> <u>市町村が、他の市町村と共同して、事業を国民健康保険団体連合会に委託し、国民健康保険団体連合会は、受託した事務の全部を公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国民健康保険中央会」という。）に再委託することによ</u>	

新	旧
<u>り、実施するものとする。</u>	
3 事業内容 <u>介護情報活用事業は、国民健康保険中央会が開発する介護情報基盤やその関連システムを利用し、市町村、介護サービス事業者、医療機関等が保有する被保険者の情報を連携するものである。</u>	
別記 5 任意事業 1・2 (略)	別記 4 任意事業 1・2 (略)
3 事業内容 任意事業は、法第 115 条の 45 第 3 項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。 (1) (略) (2) 家族介護支援事業 要介護被保険者を現に介護する者<u>(以下、本項目において「家族介護者」という。)</u>の支援のため必要な事業を実施する。<u>複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、また、家族の働き方の希望等を踏まえたものとなるよう、各市町村における家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿って以下の取組を実施することができる。なお、家族介護者に対する支援にあたっては、別記 3 包括的支援事業（社会保障充実分）の 2（3）エ「生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業」や市町村の一般施策として実施する各支援策に加え、仕事と介護の両立支援施策と協働のうえ実施することが重要である。</u> <u>ア 家族介護者への個別・集団支援</u> <u>家族介護者自身の生活・人生の質の向上、心身の状態の維持・改善を目的とした、家族介護者支援に係る相談窓口の設置、家族の働き方等に配慮した相談対応ができる体制の整備、家族介護者同士の交流・意見交換の場の開催を行う。家族の働き方等に配慮し、オンラインによる相談対応や交流会等の実施も想定される。また、家族介護者支援に係るアセスメントの質の向上に資する研修やツールの作成等を行うことも可能である。</u> <u>イ 地域でのネットワーク構築</u> <u>家族介護者支援に係る関係者の連携強化を目的とした、企業を含む地域の関係者や家族介護者同士による地域でのネットワーク構築、仕</u>	3 事業内容 任意事業は、法第 115 条の 45 第 3 項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。 (1) (略) (2) 家族介護支援事業 <u>介護方法の指導その他の要介護被保険者</u>を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。 (新設) (新設)

新	旧
<u>事と介護の両立支援のため企業等に出向いての教室・講座の開催、家族介護者支援に係るピアサポーターの育成・活動支援を行う。</u> <u>ウ ニーズ把握・事業評価</u> <u>家族介護支援事業をより効果的に実施することを目的に、事業実施に係るニーズ把握や事業評価を行う。例えば、いわゆるダブルケアラー、ヤングケアラー、8050 問題など複雑な課題を抱える家族を含め、地域の家族や関係機関等へのアンケートやヒアリング等を通じた実態把握を行った上で、事業の計画・実施・評価・改善を行う。</u> <u>エ 介護教室の開催</u> 要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。 <u>オ 認知症高齢者等見守り事業</u> 地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、認知症の人が行方不明になった場合に早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者等に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。 <u>カ 家族介護継続支援事業</u> 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。 (ア) 健康相談・疾病予防等事業 <u>家族介護者</u>に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行うための事業 <u>(削除)</u> <u>(イ) 介護自立支援事業</u> 以下の要件のいずれも満たす要介護者を、現に介護している家族を慰労するための事業 ①・② (略) なお、上記アから<u>カ</u>のほか、平成 26 年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村であって、第 8 期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村に限り、第 9 期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる内容を支給要件として実施して差し支えないこととする。ただし、実施市町村においては、本取扱いが第 9 期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、当該期間における市町村特別給付及び保健福祉事業等への移	(新設) <u>ア 介護教室の開催</u> 要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。 <u>イ 認知症高齢者等見守り事業</u> 地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、認知症の人が行方不明になった場合に早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者等に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。 <u>ウ 家族介護継続支援事業</u> 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。 (ア) 健康相談・疾病予防等事業 <u>要介護被保険者を現に介護する者</u>に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行うための事業 <u>(イ) 介護者交流会の開催</u> <u>介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催するための事業</u> <u>(ウ) 介護自立支援事業</u> 以下の要件のいずれも満たす要介護者を、現に介護している家族を慰労するための事業 ①・② (略) なお、上記アから<u>ウ</u>のほか、平成 26 年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村であって、第 8 期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村に限り、第 9 期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる内容を支給要件として実施して差し支えないこととする。ただし、実施市町村においては、本取扱いが第 9 期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、当該期間における市町村特別給付及び保健福祉事業等への移

新	旧
行を含めた介護用品支給事業の廃止・縮小に向けた取組を着実に実行することとされたい。 ①・② （略） なお、第9期介護保険事業計画期間中においては、介護用品支給事業に要する費用に対する地域支援事業交付金の額は、原則として、地域支援事業交付金の予算の範囲内かつ介護用品支給事業に係る令和5年度の対象経費支出予定額（※）（国の交付額は当該額に38.5%を乗じて得た額）の範囲内とする。 その上で、実施市町村における高齢者の所得段階が下がることや要介護度が悪化するなどのやむを得ない事情により計画的な取組の実施に支障がある場合は、地域支援事業交付金の予算の範囲内かつ介護用品支給事業に係る令和5年度の対象経費支出予定額（※）に物価の状況その他諸般の事情に鑑みた率（1.073）を乗じた額（国の交付額は当該額に38.5%を乗じて得た額）の範囲内で交付することとする。 ※ 地域支援事業交付金の令和5年度当初交付決定に関する交付申請にあたり、市町村が、「地域支援事業の交付について」（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知）の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の別紙様式第2様式2（令和5年度任意事業実施計画書）において、事業名「⑬介護用品の支給」の事業費欄に記載した額を指す。 （3） （略） 4 （略） 別添1 （略） 別添2 総合事業の事業評価 総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動と有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代を始めとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っていないことから、こうした高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながることとなる。併せて、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながるものとなる。 このため、地域づくりの視点から、事業全体を評価した上で、居宅要支援被保険者等に対するサービス・活動事業及び一般介護予防事業について事業評価を行うこととする。事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を活用す	行を含めた介護用品支給事業の廃止・縮小に向けた取組を着実に実行することとされたい。 ①・② （略） なお、第9期介護保険事業計画期間中においては、介護用品支給事業に要する費用に対する地域支援事業交付金の額は、原則として、地域支援事業交付金の予算の範囲内かつ介護用品支給事業に係る令和5年度の対象経費支出予定額（※）（国の交付額は当該額に38.5%を乗じて得た額）とする。 その上で、実施市町村における高齢者の所得段階が下がることや要介護度が悪化するなどのやむを得ない事情により計画的な取組の実施に支障がある場合は、地域支援事業交付金の予算の範囲内かつ介護用品支給事業に係る令和5年度の対象経費支出予定額（※）に物価の状況その他諸般の事情に鑑みた率（1.073）を乗じた額の範囲内（国の交付額は当該額に38.5%を乗じて得た額）で交付することとする。 ※ 地域支援事業交付金の令和5年度当初交付決定に関する交付申請にあたり、市町村が、「地域支援事業の交付について」（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知）の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の別紙様式第2様式2（令和5年度任意事業実施計画書）において、事業名「⑬介護用品の支給」の事業費欄に記載した額を指す。 （3） （略） 4 （略） 別添1 （略） 別添2 総合事業の事業評価 総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動と有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代を始めとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っていないことから、こうした高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながることとなる。併せて、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながるものとなる。 このため、地域づくりの視点から、事業全体を評価した上で、居宅要支援被保険者等に対するサービス・活動事業及び一般介護予防事業について事業評価を行うこととする。事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を活用すること

新	旧
ることとする。 ①～③ （略） 評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。 また、総合事業は、地域に暮らす全ての高齢者が自立した日常生活を送るとともに、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としている。保険者として、医療・介護の専門職がより専門性を発揮し、必要な支援を地域で切れ目なく提供できるよう、人材確保や財政等の観点を持つことが必要である。 これらを踏まえ、それぞれの地域の実情を踏まえた評価指標を定めた上で、事業評価を実施されたい。 １ 総合事業 ＜ストラクチャー指標＞ 以下の４項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制を整備できているかどうかを年度ごとに評価する。（４段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。 ①～③ （略） ④ 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）し、総合事業を実施する上で、協議体を設置し、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、都道府県医師会・郡市区医師会、医療法人、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会議所・商工会、民生委員等の多様な主体による多様なサービス・活動の提供体制を構築できているか。 ＜プロセス指標＞ 以下の７項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等のプロセスについて、適切にできているかどうかを年度ごとに評価する。（４段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。 ① （略） ② 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）できるよう、介護サービス施設・事業所、医療機関、民間企業、地域運営	とする。 ①～③ （略） 評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。 また、総合事業は、地域に暮らす全ての高齢者が自立した日常生活を送るとともに、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としている。保険者として、医療・介護の専門職がより専門性を発揮し、必要な支援を地域で切れ目なく提供できるよう、人材確保や財政等の観点を持つことが必要である。 これらを踏まえ、それぞれの地域の実情を踏まえた評価指標を定めた上で、事業評価を実施されたい。 １ 総合事業 ＜ストラクチャー指標＞ 以下の４項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制を整備できているかどうかを年度ごとに評価する。（４段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。 ①～③ （略） ④ 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）し、総合事業を実施する上で、協議体を設置し、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、都道府県医師会・郡市区医師会、医療法人、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の多様な主体による多様なサービス・活動の提供体制を構築できているか。 ＜プロセス指標＞ 以下の７項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等のプロセスについて、適切にできているかどうかを年度ごとに評価する。（４段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。 ① （略） ② 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）できるよう、介護サービス施設・事業所、医療機関、民間企業、地域運営

新	旧																								
組織、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、都道府県医師会・郡市区医師会、医療法人、地縁組織、協同組合、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、<u>商工会議所</u>・商工会、民生委員、住民等のあらゆる関係者に働きかけを行っているか。 ③～⑦ （略） ＜アウトカム指標＞ 以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。	組織、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、都道府県医師会・郡市区医師会、医療法人、地縁組織、協同組合、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員、住民等のあらゆる関係者に働きかけを行っているか。 ③～⑦ （略） ＜アウトカム指標＞ 以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>④ <u>介護予防</u>・日常生活圏域ニーズ調査 等による健康に関連する指標の状況</td><td>複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ等</td></tr> <tr> <td>⑤ （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>⑥ 住民の幸福感的向上</td><td>住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感的評価に活用する。 （<u>介護予防</u>・日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意） 指標の例： ・住民の幸福感的変化率（<u>介護予防</u>・日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり）</td></tr> <tr> <td>⑦・⑧ （略）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	指 標	評価方法	①～③ （略）		④ <u>介護予防</u> ・日常生活圏域ニーズ調査 等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ等	⑤ （略）		⑥ 住民の幸福感的向上	住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感的評価に活用する。 （ <u>介護予防</u> ・日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意） 指標の例： ・住民の幸福感的変化率（ <u>介護予防</u> ・日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり）	⑦・⑧ （略）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>④ 日常生活圏域ニーズ調査 等による健康に関連する指標の状況</td><td>複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ等</td></tr> <tr> <td>⑤ （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>⑥ 住民の幸福感的向上</td><td>住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感的評価に活用する。 （日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意） 指標の例： ・住民の幸福感的変化率（日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり）</td></tr> <tr> <td>⑦・⑧ （略）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	指 標	評価方法	①～③ （略）		④ 日常生活圏域ニーズ調査 等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ等	⑤ （略）		⑥ 住民の幸福感的向上	住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感的評価に活用する。 （日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意） 指標の例： ・住民の幸福感的変化率（日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり）	⑦・⑧ （略）	
指 標	評価方法																								
①～③ （略）																									
④ <u>介護予防</u> ・日常生活圏域ニーズ調査 等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ等																								
⑤ （略）																									
⑥ 住民の幸福感的向上	住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感的評価に活用する。 （ <u>介護予防</u> ・日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意） 指標の例： ・住民の幸福感的変化率（ <u>介護予防</u> ・日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり）																								
⑦・⑧ （略）																									
指 標	評価方法																								
①～③ （略）																									
④ 日常生活圏域ニーズ調査 等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ等																								
⑤ （略）																									
⑥ 住民の幸福感的向上	住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感的評価に活用する。 （日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意） 指標の例： ・住民の幸福感的変化率（日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり）																								
⑦・⑧ （略）																									
上記に加え、市町村が高齢者の選択肢の拡大のため多様なサービス・活動の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動が続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる地域づくりを進めるに当たっての事業評価においては、次の内容も参考とされたい。	上記に加え、市町村が高齢者の選択肢の拡大のため多様なサービス・活動の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動が続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる地域づくりを進めるに当たっての事業評価においては、次の内容も参考とされたい。																								

新	旧																
(1)・(2) (略) このほか、指標の設定を含めた評価の考え方や内容については、令和5年度老人保健健康増進等事業における「第9期介護保険事業計画期間における介護予防・日常生活支援総合事業の充実・活性化に向けた方策に関する調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)を参照されたい。 2 (略) 3 総合事業(一般介護予防事業) <ストラクチャー指標> (略) <プロセス指標> (略) <アウトカム指標> 以下の定量的指標を用いて一般介護予防事業による効果の評価を行う。なお、評価対象として、高齢者全体を指標①②(再掲)、一般介護予防事業の利用者及び未利用者を指標③、一般介護予防事業の未利用者については指標④を想定している。 <table border="1"> <tr> <th>指 標</th><th>評価方法</th></tr> <tr> <td>① (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>② 住民の幸福感の向上</td><td> 住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感の評価に活用する。 (<u>介護予防</u>・日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意) 指標の例： ・住民の幸福感の変化率(<u>介護予防</u>・日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり) </td></tr> <tr> <td>③・④ (略)</td><td></td></tr> </table>	指 標	評価方法	① (略)		② 住民の幸福感の向上	住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感の評価に活用する。 (<u>介護予防</u>・日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意) 指標の例： ・住民の幸福感の変化率(<u>介護予防</u>・日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり)	③・④ (略)		(1)・(2) (略) このほか、指標の設定を含めた評価の考え方や内容については、令和5年度老人保健健康増進等事業における「第9期介護保険事業計画期間における介護予防・日常生活支援総合事業の充実・活性化に向けた方策に関する調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)を参照されたい。 2 (略) 3 総合事業(一般介護予防事業) <ストラクチャー指標> (略) <プロセス指標> (略) <アウトカム指標> 以下の定量的指標を用いて一般介護予防事業による効果の評価を行う。なお、評価対象として、高齢者全体を指標①②(再掲)、一般介護予防事業の利用者及び未利用者を指標③、一般介護予防事業の未利用者については指標④を想定している。 <table border="1"> <tr> <th>指 標</th><th>評価方法</th></tr> <tr> <td>① (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>② 住民の幸福感の向上</td><td> 住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感の評価に活用する。 (日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意) 指標の例： ・住民の幸福感の変化率(日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり) </td></tr> <tr> <td>③・④ (略)</td><td></td></tr> </table>	指 標	評価方法	① (略)		② 住民の幸福感の向上	住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感の評価に活用する。 (日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意) 指標の例： ・住民の幸福感の変化率(日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり)	③・④ (略)	
指 標	評価方法																
① (略)																	
② 住民の幸福感の向上	住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感の評価に活用する。 (<u>介護予防</u>・日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意) 指標の例： ・住民の幸福感の変化率(<u>介護予防</u>・日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり)																
③・④ (略)																	
指 標	評価方法																
① (略)																	
② 住民の幸福感の向上	住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感の評価に活用する。 (日常生活圏域ニーズ調査は対象者が限られていることから評価に当たっては留意) 指標の例： ・住民の幸福感の変化率(日常生活圏域ニーズ調査に調査項目あり)																
③・④ (略)																	